

仕 様 書

1 業務名

令和2年度埋設農薬の管理に関する調査委託事業

2 業務目的

本業務は、国有林野内の埋設農薬について、最新の技術的知見に基づき、現状の管理手法の適確性を評価するとともに、今後の適切な管理等について検討することを目的とする。

3 業務内容

次の(1)から(3)の調査を行い、最新の技術的知見を踏まえて報告書を作成すること。

報告書については、委託者が用意する埋設や管理に関する文書等の資料を基に、指定する調査箇所それぞれと標準的なものについて作成することとする。このうち標準的なものについては、箇所ごとに環境や埋設の状況、埋設農薬の種類・数量・性状等が区々であることを踏まえた一般論を記載することとする。

また、事業の実施に当たっては、埋設農薬の取扱いについて専門的な知見を有する学識経験者等への意見聴取を行い、その結果を踏まえて行うこととし、学識経験者等の選定に当たっては委託者の確認を得ること。なお、学識経験者等は3名程度とする。

(1) 埋設農薬の現状の管理手法に対する評価

埋設方法や管理状況を整理し、その手法の適確性について安全性を含めて評価すること。

(2) 埋設農薬の掘削等を行うとした場合の手法の整理

次の①から③の三段階で掘削等を行うとした場合について、実施に必要な計画書と、①から③の作業をそれぞれ委託事業として発注するために必要な仕様書及び積算書(業務費用内訳書)を作成すること。

なお、具体的な作業内容については、環境省が作成したマニュアル*等を参考にすること。

① 事前調査

作業対象範囲を確定するために必要な作業

② 実証

埋設農薬及び周辺土壌・水質の試料を採取・分析し、安全で確実に掘削等を行えることを確認するために必要な作業

③ 掘削等

埋設農薬及び必要に応じ周辺土壌を安全で確実に掘削し、収集運搬及び処分を行うために必要な作業

※ 次のマニュアル等を想定しているが、これ以外にも参考とすべきものがあればそれらの内容についても確認すること。

- ・「埋設農薬調査・掘削等マニュアル」

(平成20年1月17日付環境省水・大気環境局作成)

- ・「POPs 廃農薬の処理に関する技術的留意事項」

(平成21年8月改定。環境省廃棄物・リサイクル対策部適正処理・不法投棄対策室作成)

(3) 埋設農薬の今後の適切な管理等を行っていく上での留意事項の整理

(1) 及び(2)を踏まえ、今後の適切な管理等を行っていく上で留意すべき事項について整理すること。

埋設箇所やその周辺の土地利用等において、自然的または人為的に何らかの変化が生じることが見込まれる場合の対応についても検討すること。

4 調査箇所

調査箇所は全国数箇所とし、委託者と相談の上決定する。

現地調査において、土木工事等地形変更を伴う作業は実施せず、現地確認や簡易な測量程度に留める。

5 事業実施期間

契約日から令和3年3月5日

6 事業実施計画の提出

事業実施事項に係る実施スケジュール及び実施体制について計画を作成し、契約締結後14日以内に提出すること。

7 事業報告書

事業が終了した場合は、3に掲げる事項について取りまとめた報告書の製本10部(A4版カラー)及び電子媒体(DVD-R)2部を、林野庁国有林野部業務課(北別館8階ドアNo.北814)に提出する。その際のファイル形式は、一太郎、MS-Word、MS-PowerPoint、MS-Excel又はPDF形式とする。なお、電子媒体は、ウイルスチェックを実施した上で、ウイルスチェックに関する情報(ウイルス対策ソフト名、定義ファイルのバージョン、チェック年月日等)を記載したラベルを貼付し、提出すること。

8 その他

- (1) 打合せは事業着手段階と取りまとめ段階の2回以上実施するほか、委託者の求めがあった場合は別途実施するものとする。
- (2) 受託者は業務の進行状況等を定期的に報告するほか、委託者の求めに応じて報告するものとする。
- (3) 事業目的を達成するために、委託者は事業実施状況や進行状況に関して必要な指示を行い、受託者はこれに従うものとする。
- (4) 本仕様書に明示されていない事項で事業目的を達成するために必要な作業が生じた場合、委託者と受託者は協議を行うものとする。
- (5) 受託者は、本事業により知り得た情報を外部に漏らしてはならない。
- (6) 本事業における人件費の算定に当たっては、別添の『委託事業における人件費の算定等の適正化について』に従って行うものとする。なお、委託者は受託者から提出された人件費の算定について確認するため、原則として人件費単価表(受託者が組織として人件費単価を定めている場合)又は実際に従事する(した)者の給与明細を確認する。